

第三種郵便物認可
昭和44年12月23日
スウェーデン社会研究月報
昭和53年10月5日発行
第10巻第10号
毎月1回25日発行
編集責任者 高須裕三
発行所 社団法人スウェーデン社会研究所
定価200円

発行所 (郵便番号100) 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ノ内ビルディング781号室 社団法人スウェーデン社会研究所 Tel (212) 4007・1447 編集責任者 高須裕三 印刷所 関東図書株式会社 定価200円(年間購読料参千円) 1978年10月25日発行 第10巻 第10号 (毎月1回25日発行) 昭和44年12月23日 第3種郵便物認可	<h1>スウェーデン社会研究月報</h1> <h2>Bulletin Vol.10 No.10</h2> <p>Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden) Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan</p>
---	--

スウェーデン10月の政変

— 後継は ウルステン自由党内閣 —

A Political Change of Government in October

—The Cabinet was succeeded by Ullsten's Folk Party—

日本大学教授 高 須 裕 三
Prof. Yuzo Takasu

前号既報の通り、既に完工して「火入れ」を待つばかりの2つの原子炉に関し、最後の決断を迫られていた中央・自由・穏健の連立三党は、その当否をめぐる政治的調節に失敗して、ついに Fälldin 首相は10月5日、Henry Allard 国会議長に辞表を提出した。

2年前に44年ぶりにやっと出現した「非社会主義」政権を、かくも早々と投げ出すにいたらしめた直接の契機は、問題解決の最後の鍵を国民投票に求めようとする Fälldin 首相の切札に対し、自由党も穏健党もそれを拒否した事態である。

そこで Allard 議長を中心に諸党間の政治折衝が1週間続いたが、結局13日の国会で Ullsten 自由党々首(前内閣での副総理)が新首相として認められた。

国会での投票結果は、賛成39(これは国会での自由党議席数に同じ)、反対66(穏健党議席55、共産党議席17、合計72)、棄権及び欠席244(穏健・共産両党よりの6名、社民党議席152、中央党86、合計244となる)であった。

表決では反対票が賛成票を上回ったが、スウェーデン憲法では総議席の過半数が反対しなければ、新首相は承認されたことになるのである。したがって社民党が欠席と決めたことは、消極的支

持の態度であったといえる。

社民党がここで自由党にいきさか「貸し」を作ったのは、定期的な総選挙が来年9月に迫っており、最近の世論調査では社民党の復権は現実視されていること、また近年、社民党は単独で議席の過半数はとれず、国会対策としては共産党の協力を得て合計議席として過半数となる仕組みであったが、もし来年9月以後、自由党の協力を得られるとすれば社民党の国会対策は大いに安全となること、そして今回の「貸し」が今後の自由党の社民党への協力の呼び水となることを社民党は期待したわけである。

そして今回の政局の風向きに対して、共産党が反対を唱えたことも当然わかるのである。今後は、共産党は折にふれてキャスティング・ヴォートをちらつかせることができなくなるかもしれないからである。

目 次	
スウェーデン10月の政変……………高須 裕三…	1
スウェーデンにおける土地取得法について……………小野寺 信…	3
Current Sweden の目次一覧……………	6
最近のスウェーデン経済・社会ニュース……………	7

もし今回の政変を機会に、社民・自由両党協力の風が今後にも吹き続くとすれば、中央・自由・穏健三党による「非社会主義」連立内閣の構想は種花一朝の夢となり、穏健党は再び万年野党になり下るであろう。それゆえ、穏健党が「反対」を唱えたのもよくわかるのである。

中央党が欠席して消極的「支持」の立場をとったことは、これ以上政局の混迷を避けることを前首相の責任と感ずる Fällin 党首の意向によるものでもあろうし、また近年の政局の因縁においても、自由党と中央党とは比較的ウマが合っていたのである。

さてつぎに、政治史における今回の政変の意義を一考してみるならば、もし社民・自由両党の協力が来年9月の総選挙以後も継続し、今回の政変がその協力への媒介となるものだとするならば、「社会主義」対「自由主義」というようなイデオロギー対立で政党が分別された段階から「脱イデオロギー」「両極からの収斂」の段階へと巡回するその巡回点の意義をここに見るべきであろう。そして「脱イデオロギー」は福祉国家段階本来の現象なのであろう。

Ola Ullsten 新首相は47歳、スウェーデン北部 Umeå の生まれ、1950年代後半から政界に入り、1965年以降国会議員、禁酒運動に積極的で、本年はじめ前党首 Per Åhlmark の後を継いで自由党々首、同時に前内閣の副総理・国際開発相であった。

新内閣は純自由党内閣であり、前内閣々僚であった中央党・穏健党所属の合計14人は内閣から去った。新内閣の婦人大臣は、前内閣よりも1人多く6人を数える。これは新首相当初の希望数よりも若干減少したのであるが、男女平等の推進は Ullsten 首相の特徴のひとつである。

新閣僚のうち、注目される1つは、工業相 Erik Huss 氏、64歳で彼は以前日刊 Dagens Nyheter 紙の常務理事や一地方銀行の会長も勤め、また Göteborg の州知事でもある。入閣した彼を待つのは国会に提出を急がれている造船計画（およびその予算）で、イエテボリ知事としての知識経験が期待されている。

10月18日（水）午前10時、Ullsten 首相は「政府宣言」を読みあげ、新閣僚を国会に披露する。そのあと全閣僚は王宮に行き、國務大臣として国

王に謁見、午饗を賜る。午後、各閣僚は記者会見をし、そのあと所管事務の引継ぎを行なう、という日程であった。

まず首相の「政府宣言」の要旨を記すとつぎのようである。この宣言は、前内閣の三党連立の「宣言」に比べると一層原則論的であるが、新首相は、前内閣の政策を補完充実し、併せて国会においては社民党との協力を予定する、というのである。「宣言」はとくに重点項目として経済、男女平等、雇用、医療保健、外交、エネルギー政策、課税問題を取りあげる。

外交政策に関しては、依然として確固不動であり、それは世界における自由と正義のための積極的活動と結合せねばならぬと説く。また開発途上国援助は増大し、意識的な対外援助外交が形成される、と述べた。

「宣言」の結びはつぎのようである。

「国会において多数を制していない現政府の現状では、予算の取扱いに関して修正提案の諸政党の色彩が加わり、それ自体は重要な事柄ではあるが、全体としては支出過剰となりやすい。それゆえ政府と国会とは、今後の予算の取扱いに関してはスウェーデン経済に対する責任の線を十分に織込むべきことを、政府は強調したい。……上記の見地に立って、全国民の利益に合致した解決策を求めて、政府は努力する。政府も国会も、緊密で信頼のある協力によって、国に対する共同の責任を負わねばならない」というのであった。

つぎに当日の記者会見の中から注目すべきものとして、調節相兼エネルギー相となった Carl Tham 氏の要旨を拾うことにする。氏は、2つの完工した原子炉の取扱いに関しては、安全性の検査結果に従うという前内閣の方針を適用する。論議の多い廃棄物埋蔵のための岩石層掘削検査についても同様である。エネルギー政策に関する政府決定の前に、政府は他の諸政党と十分に協議し、広い意味でのエネルギー政策による問題解決に努める、長距離目標としては他のエネルギー源開発により、石油にも原子力にも依存する度合いを低めることである、と述べた。

そして政府のエネルギー政策およびその予算は、今冬、国会に提案されることになっている。

スウェーデンにおける土地取得法について

About the Land Acquisition Law in Sweden

顧問 小野寺 信

Makoto Onodera

土地を取得し得るものは、そこに住んで使用するものに限る。これは北歐人の土地取得に関する基本概念である。ところがスウェーデンの現状は、この理想にほど遠くいろいろな問題を起している。親族間の土地所有権の移転によって、所有者の住まない土地や利用しない土地がふえる一方である。

この傾向を促進したのは、1960年代の経済発達計画によって農村の労働力と資本が急速に工業都市に移って、農村は過疎化し、荒廃した農地や森林地が、商取引の村象になったことである。だが土地取引の場ではいつも売手商場が支配的であった。というのは、土地の売物が思ったより少いのに対して、大インフレ下においてほかに魅力的な投資対象を知らない投資家たちが、不動産市場に殺致したからである。

政府の1965年の立法措置は、主として農林業の合理化が目的で、農民のための土地確保に対する配慮が不十分であった。

この反動として今スウェーデンでは、土地は住んで利用するもの手への声が一段と高まり、これが土地取得法の改正を促す推進力になった。

以上のいきさつを紹介するために、保守党の機関紙1978年第7号に掲載された農業労働組合弁護士ビルイェル・ハサクソン氏の論文に、SOU 1966:1, SOU 1970:71, SOU 1975:89 の資料を加えて以下に解説する。

何故改正が必要か

スウェーデンの国土の面積は日本の1.19倍、人口密度は僅かに5.6%、このように人口に比べて土地の広いスウェーデンでも、土地取得が大きな問題になっている。

スウェーデン政府は目下土地取得法の改正を準備中である。今年の秋の国会には、恐らく政府の改正案が提出され、国会としても、これに対する態度決定を迫られることになるであろう。

現行の土地取得法は、激烈な政争の裡に1969年国会によって採決されたが施行後わずかに数年を経過したにすぎないのに農業者側からの苦情がた

えず、速かに改正せよとの要求さえ出ている。

土地取得法調査会は、すでに1974年、現行法の改正に関して勧告案を提出している。この勧告案の基礎になっている土地所有概念は、在来のものと全く見方を異にするものである。

調査会は今までのゆきがかりを離れて、全く新しい立場に立って、本質的な諸要素を分析して、論議に論議を重ねて取りまとめたのがこの勧告案である。今問題になっているのは、利害関係が複雑なので、国会の全員一致の可決をとり得るかどうかという点だけである。

農村荒廃

現行法にどういふ欠陥があるか、また勧告に比べてどう違うか、理解するには、1965年末から翌66年の初めにかけて行われた現行法をめぐる議論をふりかえって見る必要がある。

1960年代は、スウェーデンにとって文字どおり良き時代であった。時のエーランデル政府は、経済界の有能な指導者の指導の下にスウェーデンは世界の一流の工業国に仲間入りできると信じ込んでいた。そしての目的を達成するためには、農林業の労働力と資本を、できるだけ多く発展している工業経済に移すことが必要であると考へ、これを実行するために政府は、あらゆる手段を講じた。こうしてスウェーデンの農業経済は急激に変化し農村は過疎化し、農地は広範囲にわたって荒廃した。

ここで特に注意を要するのは、急激な農地の荒廃が、売買目的で土地を買いあさる新しいカテゴリーの買手を産む前提条件となったことである。これに対して大林業経営者が土地を取得して植林することが望まし姿であると考えられた。だがこれを実行に移すためには、会社事業制限法が直接の障碍になった。そこで代案として考えられたの、工業林業経営者に、植林をさせることであった。

なお、食料品の値下に努力する意味で、農業経営者から原料品を購入している食料品企業にも、純農業企業を経営させる可能性についても一つの望ましい案として検討された。

これ等はいづれも、善意から出たものであった。だが1965年の法律の基礎になった前提条件には根本的な狂いがあった。すなわち、事実は青写真どおり進もうとしなかったのである。

- (1) 農地も森林も、売物が増加せず、むしろに思ったよりもずっと少なかった。
- (2) 耕地抛棄の傾向は割合に早くとまった。工業林業経営側は、植林用として土地を取得することに関心を示さなかった。彼等の関心事は、専ら貯木量の多い森林を購入することであった。
- (3) 職業としての農業の意味は大きく変った。
- (4) 過疎化の進行を抑えることのできる地方では、新たに立案した地方振興政策が、見直されるようになった。
- (5) 工業は今では、新しい労働者を求めるために、農村に呼びかけなくなった。

1965年前の旧法律の基本原則の出発点は、農村に働く人たちに、土地と森林地を保障することであった。

土地取得法は現業農民にとって、農村に居住してその企業を発展させる武器であるべきだというのが、農業労働組合(LRF)の要求の出発点でもあった。したがって、農業労働組合が1965年の決定このかた、土地取得法の改正のために熱心に努力をつづけたのは当然のことである。

土地所有者の変化

1960年代の半ば以来、土地所有者側にとって、特に注目し得る事態が起った。それは、政治的観点から土地取得を統制するのが立法の任務であるという一種の理念である。その理由を次の4点に集約することができる。

- (1) 政府の農業および林業の合理化を支持する政策に矛盾する土地取得は、これを阻止する。
- (2) 政府の合理化の目的に完全に合致する農業および林業企業の創設なうびに発展はこれを保護する。
- (3) 合理的に、農業および林業の原料生産物を利用し得る企業に、取得の優先権を与える。
- (4) その他については、何等取得を妨げるものではない。

この4点については、誰にも異存がない筈だと思った。ところが実際に適用して見ると、次から次へと問題が続出した。この1965年の法律の適用

によって、購買力の強い個人や法人に土地取得の途が大きくひらけ、1970年に入ると土地取得競争が、ますます目立って来た。特にインフレーションの進行と税制の改正は、農地および森林地購入に対する関心をあおりたてた観があった。いろいろ行われた調査は、いづれもこういう事実があったことを証明している。中部スウェーデンで最もよい農業州では、農地の地価水準が、1974年から1976年までの間に、50%上った。(同じ期間中に消費物価指数の方は、21%上ったのにすぎない) いろいろな調査の結果も、森林地の地価が暴騰していることを、一斉に報告している。なかには土地から挙がる正常な収益から見ると、成り立ち得ない法外な価格もあったという。

またこれと同時に、土地の取引物件数は益々減少し、換言すれば、売手市場の様相が明かに現われていたのである。土地取得法による取得審査の対象になるのは、親族間以外において行われる所有移転だけである。これが、混乱のもとであったと見ることもできる。

親と子の間、姉妹とその子の間に行われる土地所有の移転は無審査で、現に最近数年間、親族取得は急速に増加の傾向を示している。こうして、多くの土地は、そこに居住しないものまたは利用しない人の手に移っている。今日では所有者のかわる土地のうち取得審査にかかるのは、僅かに25%にすぎない。また同時に賃貸契約される耕地は増加し、すでに全耕地の40%に達している。

新しい法律

以上述べたよう経緯から、土地取得法の改正を要求する声が、ますます高くなったのは当然のことである。なお最近の物価騰貴がスウェーデン経済に重大な影響を及ぼしていることも見逃すことができない。すなわち農地の地価騰貴は、明かに食用品の値上りをもたらす結果になった。恐らくこれは、前農林相スヴァンテ・ルンドクワイスト氏が1974年夏土地取得関係調査会を組織した動機は、ここにあったのであろう。

現農林相アンテルシュ・ダールグレン氏は就任後直ちに、調査会に親族所得を再検討するように、補足訓令を与えている。調査会の新勧告書は1978年の初め提出され、目下関係当局の手で検討中である。

農業および林業の合理化に対して有効に協力するのが、新しい法律の第一の目的である。新法の

内容には、新味のあるものが沢山ある。そのうちでも最も注目すべきは次の諸点である。

- (1) 家族経営農業の立場は強化される。個々の合理化企業の合併は、困難になる。現行法の下では、この種の制限は存在しない。
- (2) 投機的性質を帯びる取得は、困難になる。買手の種類に拘らず、土地の収益との関係が正常と見ることのできないオーバープライスによる取得は不許可になる。
- (3) 工業の林業経営の優先扱は、廃止される。しかし、現役農業者および林業者の経営上必要としない土地は取得することができる。
- (4) 国土庁および教会の土地取得もまた、新法によって審理される。これは今行われていない。
- (5) 建設計画に入らない自治体の土地取得も、厳重な規則によって審査される。
姉妹およびその子の間の取得は、審査の対照になる。
現行法には、この規定がない。
- (6) 農業委員会は、居住および使用の義務を、取得の条件として課することができる。

これらの改正のうちのあるものは、必ず国会の場で波瀾を呼び起すに違いない。しかし、自治体側が何等かの留保条件を持ち出すようなことは考えられない。何れにしても最も問題になるのは、新しい親族取得規正条項であろう。現に調査会の穏健党代表グナナル・ヨハンソン氏は、姉妹と姉妹の子の取得権制限に対して賛否を保留している。

調査会もこの問題については、極めて慎重な態度をとった。というのは、伝統的な権利の変更には機微な感情を伴うことが、よく読めるからだ。だが、土地を活用しない所有主の手に渡る土地がますます多くなって来ていることは事実であって、何等かの処置を講ずることを必要とするが、ここにも問題がある。なお、これについて調査会は次のような見解を発表している。

もしも取得者の誰かが、取得した土地に住みあるいはこれを使用する心算なら、隣接地を拡張するための取得行為も妨げられない。

いずれにしても新法が施行された後でも、取得の目的が審査の主要項目であることには変りがない。

取得法は現役農民の立場が強化されるような形態を取るべきだという要求が、最近数年間にますます高まってきた。親族取得に伴うスペクレーションの発生と物価高騰の勢は、この種の要求の妥当性を裏書きするものである。特に農業教育を受ける青年の間からも、土地取得を現役農民の立場から審査せよと声が力強くわき上っている。これについて。ノルウェーの例を紹介して見ると、ノルウェーの土地法 (Jordlov) は、土地に住みかつこれを使用するもののみが、取得者の地位を獲得するという趣旨の形態をとっている。

このように過激な変化は、恐らくスウェーデンでは定着しにくいであろう。もちろん調査会においても、この問題は論議されたが勧告書はこの方向をとらなかった。

しかし、新法が施行されてもつぎのような大問題が、未解決のまま残るであろう。将来スウェーデンの土地と森林の正当な持主になれるのは誰であろうか。おそらくわれわれは、混合システムを取るようになるというのが、解答であろう。しかし、ますます多くの土地が、利用しないものによって所有され方向へ向う傾向は、ますます取得審査を厳重ならしめ、とどのつまり全取得を審査するところまで行きつくに相違あるまい。

土地立法は、多くの利害紛争と政治的爆発物を内蔵している。大インフレーションが進行し、投資方法が甚しく制限されているときには、建造物の有無を問わず、耕地および森林地の売手が少いのに、買手だけが多くなるのが常態である。もしも政府が機能的な資本市場を創造するために新鮮な手を打ち得るならば、土地取得法の施行が著しく容易にはるだろう。

ここで一寸スウェーデンにおける農地の森林地への転換の現況について触れて見よう。

1960年代の初めの農地の面積は、約365万ヘクター、森林地の面積は約2,280万ヘクターであったが、1970年代にはそれぞれ265万ヘクターおよび3,235万ヘクターになっている。この数字を比べて見ると、農地100万ヘクター減、森林地70万ヘクター増で、植林が十分進んでいないことを物語っている。これは土地スペクレーションの対象になる可能性を示していると考ええる。

The Swedish Institute 発行

Current Sweden の目次一覧 (3)

スウェーデンの政治、経済、文化などあらゆる方面のトピックを速報する The Swedish Institute 発行の Current Sweden の当初以来の目次をご紹介します。(Vol.9 No.6 につづく)
内容についてのご照会には、当研究所も可能な限りお答えいたします。(事務局)

<u>No.</u>	<u>Date</u>	<u>Title</u>
163	June 1977	Musical Life and Musical Policy in Sweden
164	June	Manpower Training in Sweden
165	July	Immigrant Children in the Swedish Pre-school
166	July	The Swedish Folk High School
167	July	The Swedish economic situation
168	July	A Swedish tobacco policy being to take shape
169	August	The population debate in Sweden in recent years
170	August	Sweden's study associations
171	Sept.	Broad base for Sweden's New Parliamentary Committee on Equality
172	Sept.	Union Democracy
173	Oct.	Energy situation and policies in Sweden
174	Oct.	The Child's World as the Child experiences it, and as the media and the school influence it.
175	Oct.	Areas of development in the Swedish pre-school system
176	Oct.	Are children better off in the "Postindustrial" society?
177	Nov.	Sweden and nuclear power
178	Nov.	The Swedish data act
179	Dec.	Health care in Sweden—present situation and trends
180	Jan	Swedish Government Policies on the Lapps
181	Jan	Swedish Agriculture Policy
182	Feb	The Swedes and their way of life
183	Feb	The new handbook on instruction in sex and personal relationships in the Swedish schools
184	Mar.	Training and the Swedish law on employee participation in Decision Making
185	April	Solar Sweden—an outline for a renewable energy system
186	March	Swedish Handicraft
187	April	Framework for urban development in Sweden
188	April	The planning of Stockholm
189	May	Working hours in Sweden
190	May	Pensioners' organizations: an active part of Swedish society
191	May 1978	An open diary on the "literary climate"
192	June	A proposal for employee funds—another step toward employee power in Sweden
193	June	The union activities of Swedish authors
194	June	Cultural policy and literary policy
195	July	Leisure time homes in Sweden
196	August	Negotiating on pleasure in work—new law on working environment
197	August	The teaching of children with educational difficulties and handicaps
198	August	The political scene in Sweden between the 1976 and 1979 elections
199	September	Co-operation between school and working life on Sweden
200	September	Growing old in Sweden
201	October	Project Linne—the preservation of species of Swedish plants threatened with extinction

最近のスウェーデン経済・社会ニュース (SIPニュース)

年なかばの経済予測

スウェーデンの国民総生産は1978年には1.5%強の増加となろう。これは主として予想よりも大きかった輸出の伸びによるものであり、一方では国内需要は過去12カ月の間に大幅な低下を示したとスウェーデン産業連盟のエコノミストは年なかばの経済情勢レポートでのべている。

今年の上半期に10%の量的増加を示した輸出は、今年中この率で伸長をつづけ、一方、上半期は15%の低下を示した輸入は若干向くものの、全体では年率4.5%ほどの低下となろう。

産業界全体の新規受注は上半期で11.5%ふえ、これには輸出分の25%上昇分も含まれている。一方、船積みは同水準にあって、実際上の生産は1977年と比較して若干低下している。一年を通してみると、工業生産はゼロ成長を記録しそうである。

1977年の6月末、大幅な低下を続けた国内需要が今後の12カ月に上昇することはほぼ間違いないとエコノミスト達はのべている。この推定は二つの要因を基にしている。その一つは在庫が低下しておりこれを再び増やす必要のある事であり、他は家計の自由裁量所得がふえるにつれて個人消費がふえることである。今年の上半期にかけて極めて低調であった投資活動は上昇の気配を示しているが、一年を通してみると全体の総投資は1977年のそれを2.5%ほど下廻ることになろう。

1979年についてはGNPの成長3.3%と予測されている。輸出は6.5%上昇し、輸入は8%ふえ、工業生産の伸びは5~6%に達しよう。個人消費は1.5%、公共消費は2.5%、総投資は1.5%ふえて、国内需要は1.8%ふえ、総需要は4.3%ふえる事になろう。

失業率2.7%に達す

公式の統計によれば、8月の正式の失業者数は労働力全体の2.7%に達した。失業者数は113,000人で、これは1972年以来の最高値である。昨年8月は97,000人であった。労働市場での訓練及びそ

の他の計画でトレーニングを受けている人の数は124,000人であり、これと比較すると昨年8月は94,000人であった。

産業界の新規受注、12%ふえる

中央統計局の公表によれば、今年の1~6月期中のスウェーデン産業界の新規受注高は量的にみて前年同期比で12%上昇した。6月末の時価による受注残は1年前より8%ふえ、輸出の比率は全体の46%であった。

第2・四半期の新規受注を主たる分野別に区分してみると、前年同期比で、パルプと製紙業界は14%、鉄鋼と非鉄金属部門で23%の増である。木材業界の受注は11%ふえ、繊維と衣料は%3のびた。

最大の産業部門である機械業界は、新規受注が15%ふえている。

今年の上半期に於ける引渡高は1年前とほとんど変化ない水準にあり、一方生産の方は3%の低下を示した。

日本及びアメリカへの輸出増加

中央統計局の公表する所によれば、今年の1~5月期のスウェーデンの輸出は、時価でみて前年同期比で17%上昇した。平均より大きな伸長を示したのは日本への輸出(59%)、アメリカ(39%)、オランダ(30%)、イタリア(28%)、スイス(27%)、西独(22%)、ノルウェー(21%)であった。

この期間中、事実上は不変であった全体の輸入は、スイス、オパック諸国、英国、フランス、ソ連、フィンランド、デンマーク、米国などの国からのものの伸びが目立った。

西独はスウェーデンの輸入の約5分の1、輸出の10分の1強をしめて、いぜんスウェーデン最大の輸出入相手国となっている。

官僚機構の分散化すすむ

このほど政府から任命されて官僚機構についての研究を行っていた特別委員会は、スウェーデン

官僚組織を中央主権主義から地方分権へと移行して、意志決定を分散する行動計画を提案した。この「人民に近い意志決定」と題するレポートはこのほど地方自治相に提出された。

この報告書では、これまでの社会変革は次第に権力が集中してゆくことに特色があるとのべている。技術、経済及び社会上の発展によって民衆の貢献度は一段と必要になってきている。この結果、官僚組織は一段と複雑になった。

こうした傾向には対抗手段が必要である。民主社会では、人民がいろいろな各種の活動に対して影響力をもつのは当然である。規則の単純化、決定のフォーム及び機構といったものは必要ではあるが、決定権は分散されて地方及び地域社会レベルにまでおろされ、選出された代表者はこうした

発展に対しての影響力を発揮する責任がふえてゆくべきであろう。社会における仕事と機構のもつヒエラルキイ上の原則は調子を下げてゆく必要がある。

さらにこのレポートは、中央政府は実際上の計画として、どの権限を地方及び地域団体・機関に移転できるかを明確にすることをすすめている。この行動計画のわく内で、行政の分権化についてとられたイニシアチプとその成果についての年次報告を国会に提出することとなる。

さらにこのレポートは、労働市場政策、環境保護、地域政策、健康問題、住宅政策、道路保全といった分野での具体的な方策を提案している。この委員会は1975年に任命され、これまでに約10種のレポートを提出している。

再版のお知らせ

至誠堂新書 58

福祉とは何をする事か

スウェーデンを場として福祉国家の現実を探り、その財政、経済システム、都市対象、教育問題、価値観の変化等、多面的アプローチ

刊行の辞 西村 光夫
序 高須 裕三・丸尾 直美

第一章 スウェーデン福祉国家の社会経済史的背景
第二章 選ばれた体制
第三章 スウェーデン式ウエイオブライフ
第四章 福祉社会の担い手たち
第五章 福祉政策と年金
第六章 教育による自由と平等の推進

執筆者(執筆順)
高 須 裕 三
丸 尾 直 美
加 藤 良 雄
永 山 泰 彦
河 野 道 夫
内 藤 英 憲
菊 池 幸 子
小 野 寺 百 合 子
中 嶋 博
荒 井 洸

スウェーデン社会研究所編

350頁定価980円

〒101 東京都千代田区鍛冶町1-3 電話(03)256-8121 振替東京97579 至誠堂